

## 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 に基づく取組状況に係るチェックリスト(令和2年度版)

### 【記入に当たっての留意事項】

内閣府では、「沖縄科学技術大学院大学学園補助金により行われる研究活動における不正行為への対応等について」(平成27年3月31日付け内閣府沖縄振興局長決定)に基づき、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)を準用しているところです。本チェックリストは、ガイドラインを踏まえ、研究活動における不正行為の事前防止のための取組や、研究活動における特定不正行為(捏造(ねつぞう)、改ざん、盗用)への対応について、貴機関の取組状況等を把握するためのものです。

#### ○チェック項目について

チェック項目は、ガイドラインの第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

チェック項目は4部構成で、設問100から設問422まで全46問あります。それぞれの設問について、貴機関の取組状況等を記入してください。

#### ○チェックリストの回答を踏まえた調査・指導・助言について

貴機関から提出いただいたチェックリストについては、内閣府で回答内容を確認します。

## 【①基本情報】

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

機関の名称			
所在地	〒	-	住所

担当者連絡先1	課・係等名				氏名
	電話番号		FAX		E-mail
担当者連絡先2	課・係等名				氏名
	電話番号		FAX		E-mail

(1)	機関種別	1	国立大学(短期大学・短期大学部を除く)	
		2	公立大学(短期大学・短期大学部を除く)	
		3	私立大学(短期大学・短期大学部を除く)	
		4	短期大学(短期大学部を含む)	
		5	高等専門学校	
		6	大学共同利用機関	
		7	国・都道府県等公立の機関、地方独立行政法人	
		8	独立行政法人・国立研究開発法人	
		9	民間企業	
		10	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	
		11	その他	
(2)	全役職員数 (役員と職員の合計数(非常勤を含む))	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
(3)	研究者数	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
(4)	事務職員数	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	

## 【②調査項目】

### 第1部 研究者等に対する研究倫理教育について

100 研究者等に対する研究倫理教育を担当する実質的な責任者を教えてください。

(回答)

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職: 理事(研究担当) 氏名: 内閣 太郎

※ 「第1部 研究者等に対する研究倫理教育について」の回答については、記載いただいた責任者の方に確認いただいた上で提出してください。

101 研究倫理教育責任者の設置など、研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。

(回答)

(選択肢)

①: 整備している

※ 「①: 整備している」を選択した場合、以下の設問101-1にも回答してください。

②: 整備していない

(整備している場合)

101-1 貴機関の体制について、当てはまるものを以下から選択してください。(複数回答可)

・研究倫理教育責任者を置いている。

・委員会形式の体制を整備している。

102 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、研究倫理教育の受講を、規程等で義務付けていますか。

(回答)

(選択肢)

①: 義務付けている

②: 義務付けていない

103 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)を対象に、貴機関が定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

(回答)

(選択肢)

①: 定めている

②: 定めていない

※設問(102)～(105)、(108)及び(109)における「所属する全ての研究者」、設問(106)及び(107)における「研究活動に関わる全ての研究支援人材」とは、内閣府の予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する者を指します。

104 所属する全ての研究者(貴機関を本務としない者)に対して、研究倫理教育の受講を、規程等で義務付けていますか。

(回答)  (選択肢)  
①: 義務付けている  
②: 義務付けていない

105 所属する全ての研究者(貴機関を本務としない者)を対象に、他の機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①: 定めている  
②: 定めていない

106 研究活動に関わる全ての研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講を、規程等で義務付けていますか。

(回答)  (選択肢)  
①: 義務付けている  
②: 義務付けていない  
③: 研究支援人材は在籍していない

107 研究活動に関わる全ての研究支援人材を対象に、貴機関が定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①: 定めている  
②: 定めていない  
③: 研究支援人材は在籍していない

108 所属する研究者(貴機関を本務とする者)全員に対しては、貴機関の規程等に沿って、貴機関が研究分野の特性に応じた研究倫理教育を適切に実施するとともに、所属する研究者全員(貴機関を本務とする者)が受講する必要があります。令和元年度の、貴機関の研究倫理教育の受講率(貴機関を本務とする者に限る)を教えてください。

(回答)  (選択肢)  
①: 100% ②: 95%以上(100%未満~95%) ③: 90%以上(95%未満~90%)  
④: 85%以上(90%未満~85%) ⑤: 80%以上(85%未満~80%) ⑥: 80%未満 ⑦: 令和元年度はガイドラインの対象外

※令和元年度の実施状況について御回答ください。

※受講率については、(受講済みの者の人数)÷(受講対象者)×100 で計算してください。

※数年に1回研究倫理教育を実施することとしている場合、平成30年度以前に受講した者については、令和元年度においても受講対象者にカウントした上で、貴機関の規程等の範囲内であれば、令和元年度についても受講済みの者としてカウントしてください。

※直前に所属していた機関で研究倫理教育を受講済み等の理由から、貴機関による実施と同等と判断した場合、受講対象者にカウントした上で、貴機関による研究倫理教育を受講済みの者としてカウントしてください。

※採用時期が遅い、病気のため受講が困難等の理由から令和2年度以降に研究倫理教育を実施することとしている場合など、実務上やむを得ない事情で令和元年度に研究倫理教育が未受講である者については、令和元年度の受講対象者にカウントせず、未受講者としてもカウントしないで差し支えありません。

109	所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対する研究倫理教育について、受講等の義務付けや受講機会の提供の状況を教えてください。
-----	---

(回答)

	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含む)
	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含まない)
	e-Learning
	研究倫理教育教材の通読
	その他(内容を備考欄に記載してください。)

(選択肢)

- ①: 研究者(貴機関を本務とする者)全員に対して、受講等を義務付けている
- ②: 一部の研究者に対して義務付けている、又は任意で受講できる機会を提供している
- ③: 実施していない

(備考欄)

**第2部 学生に対する研究倫理教育について**

200	貴機関に学生は在籍していますか。在籍している場合は、学生に対する研究倫理教育を担当する実質的な責任者を教えてください。
-----	---

(回答)

学生は在籍している	<input type="checkbox"/>
-----------	--------------------------

(選択肢)

- : 在籍している
- ×: 在籍していない

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職: 理事(研究担当) 氏名: 内閣 太郎

※ 「第2部 学生に対する研究倫理教育について」の回答については、記載いただいた責任者の方に確認いただいた上で提出してください。

※ 学生が在籍していない場合、役職及び氏名については空欄にしてください。また、設問201～206についても入力不要です。

※ 高専生、短大生は「学生」と読み替えてください。

201	全ての学生(修士課程学生、博士課程学生を除く。202についても同じ。)に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。
-----	--

(回答)

(選択肢)

- ①: 全ての学生に実施している
- ②: 一部の学生に実施している
- ③: 実施していない
- ④: 学生はいない

202 学生に対する研究倫理教育のうち、受講等の義務付け、受講機会の提供の状況を教えてください。

(回答)

<input type="checkbox"/>	研究倫理教育の内容を扱う科目を設置(単位として認定しているものに限る)
<input type="checkbox"/>	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含む)
<input type="checkbox"/>	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含まない)
<input type="checkbox"/>	e-Learning
<input type="checkbox"/>	研究倫理教育教材の通読
<input type="checkbox"/>	その他(内容を備考欄に記載してください。)

(選択肢)

- ①: 学生全員に対して、受講等を義務付けている
- ②: 一部の学生に対して義務付けている、又は任意で受講できる機会を提供している
- ③: 実施していない
- ④: 学生はいない

(備考欄)

--

203 全ての修士課程学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。

(回答)

(選択肢)

<input type="checkbox"/>
--------------------------

- ①: 全ての修士課程学生に実施している
- ②: 一部の修士課程学生に実施している
- ③: 実施していない
- ④: 修士課程学生はいない

204	修士課程学生に対する研究倫理教育のうち、受講等の義務付け、受講機会の提供の状況を教えてください。
-----	--

(回答)

	研究倫理教育の内容を扱う科目を設置(単位として認定しているものに限る)
	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含む)
	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含まない)
	e-Learning
	研究倫理教育教材の通読
	その他(内容を備考欄に記載してください。)

(選択肢)

- ①: 修士課程学生全員に対して、受講等を義務付けている
- ②: 一部の修士課程学生に対して義務付けている、又は任意で受講できる機会を提供している
- ③: 実施していない
- ④: 修士課程学生はいない

(備考欄)

205	全ての博士課程学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。
-----	--------------------------------------

(回答)

(選択肢)

- ①: 全ての博士課程学生に実施している
- ②: 一部の博士課程学生に実施している
- ③: 実施していない
- ④: 博士課程学生はいない

206	博士課程学生に対する研究倫理教育のうち、受講等の義務付け、受講機会の提供の状況を教えてください。
-----	--

(回答)

	研究倫理教育の内容を扱う科目を設置(単位として認定しているものに限る)
	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含む)
	講義形式の研修会等(参加者間でのディスカッションを含まない)
	e-Learning
	研究倫理教育教材の通読
	その他(内容を備考欄に記載してください。)

(選択肢)

- ①: 博士課程学生全員に対して、受講等を義務付けている
- ②: 一部の博士課程学生に対して義務付けている、又は任意で受講できる機会を提供している
- ③: 実施していない
- ④: 博士課程学生はいない

(備考欄)

**第3部 研究データの保存・開示について**

300 研究データの保存・開示を担当する実質的な責任者を教えてください。

(回答)

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職: 理事(研究担当) 氏名: 内閣 太郎

※ 「第3部 研究データの保存・開示について」の回答については、記載いただいた責任者の方に確認いただいた上で提出してください。

301 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。

(回答)

(選択肢)

①: 定めている

②: 定めていない

302 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。

(回答)

(選択肢)

①: 定めている

②: 定めていない

303 研究データの保存等について、規程等で定めた内容に基づき、適切に保存等がされているかを確認していますか。

(回答)

(選択肢)

①: 確認している

※ 「①: 確認している」を選択した場合、以下の設問303-1にも回答してください。

②: 確認していない

(確認している場合)

303-1 確認していると回答いただいた機関については、確認方法を教えてください。

(回答)

--



**第4部 研究活動における不正行為の告発・調査について**

400 研究活動における不正行為の告発・調査を担当する実質的な責任者を教えてください。

(回答)

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職: 理事(研究担当) 氏名: 内閣 太郎

※ 「第4部 研究活動における不正行為の告発・調査について」の回答については、記載いただいた責任者の方に確認いただいた上で提出してください。

401 捏造(ねつぞう)、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反に係る諸問題等のうち、貴機関の規程等で対象としている研究活動における不正行為を選択してください。

(回答)

<input type="checkbox"/>	捏造
<input type="checkbox"/>	改ざん
<input type="checkbox"/>	盗用
<input type="checkbox"/>	二重投稿
<input type="checkbox"/>	不適切なオーサーシップ
<input type="checkbox"/>	利益相反に係る諸問題
<input type="checkbox"/>	その他(備考欄に記載)

※その他には、研究費の不正使用等は含めないでください。

(備考欄)

--

402 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程(コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。)を整備していますか。

(回答)

(選択肢)

- ①: 整備している  
②: 整備していない

403 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。

(回答)

(選択肢)

- ①: 設置している  
②: 設置していない

404 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。

(回答)

(選択肢)

- ①: 定めている  
②: 定めていない

405 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知(ホームページへの公表等)していますか。

(回答)  (選択肢)  
①：周知している  
②：周知していない

406 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程等で定めていますか

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

407 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

408 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

409 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

410 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び内閣府にその旨報告することを規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

411 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

412 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

413 本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

414 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

415 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

416 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び内閣府に報告することを規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

417 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができると規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

418 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び内閣府に報告することを規程等で定めていますか。

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

419	不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び内閣府に報告することを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

420	不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。
-----	--------------------------------

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

421	不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び内閣府に報告することを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

422	公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めていますか。
-----	-------------------------------

(回答)  (選択肢)  
①：定めている  
②：定めていない

## 【提出確認】

- ・入力が全て完了したら、下の「最終保存」ボタンを押してください。なお、入力が完了していない場合は、入力が終了していない箇所が表示されます。
- ・作成・保存されたファイルについては、ファイル名等は変更せずに、そのまま提出してください。